

第1章 計画策定の趣旨

1節 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進展、女性の社会進出、家族・地域をめぐる環境の変化による仕事と子育ての孤立感や負担感の増加、雇用環境の変化、保育所待機児童の問題など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。この環境の変化に対応するため、国では、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

<具体的な取り組み>

- ①保育の場を増やし、待機児童を減らし、子育てしやすい働きやすい社会を目指します。
- ②幼稚園と保育所（園）のよいところをひとつにした認定こども園の普及を図ります。
- ③幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限を10年間延長することになり、職場や地域における子育てしやすい環境の整備に向け、事業主の取組み支援の充実が図られることになりました。

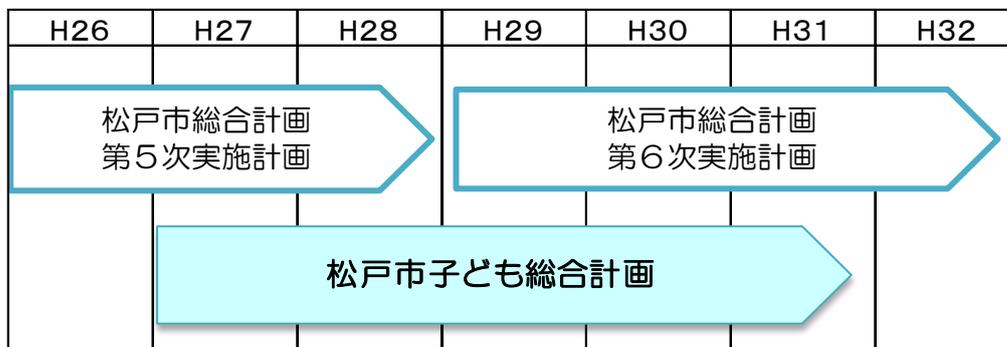
松戸市では、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」の制定により、平成17年度を初年度とし、平成17年～21年次世代育成支援行動計画（前期計画）、平成22～26年次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、次世代を担う子どもの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきました。しかし、子どもやその家族の取り巻く環境の厳しさは増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないまま親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育ての力の低下が続いている現状があります。

今回作成する松戸市の「子ども総合計画」は、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するもので、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承し、妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備するとともに、市民のニーズに応じていくための体制づくりを目指します。

2節 計画の位置づけ

【計画期間】

本計画は、平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。



【計画の対象】

この計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としています。

ただし、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点から全ての市民をその対象として捉え、総合的な計画として策定します。

【他の計画との関係】

この計画は、「松戸市総合計画」の分野別計画として位置づけ、保健・福祉・教育等に関する計画などと整合を図った計画とします。

